

「陸別町介護予防ポイント事業」の
ポイントカードをお持ちの方へ

お知らせ

ポイント交換の期日は

令和8年3月31日(火)です



令和7年度に発行した「しばれくんポイントカード」および「つららちゃんポイントカード」の有効期限は令和8年3月末となっています。

今現在たまっているポイントは、3月末までに交換していただきますよう、よろしくお願いいたします。

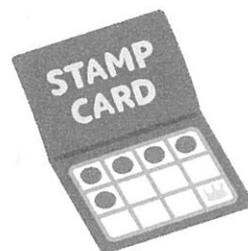
(令和7年度にためたポイントを、4月1日以降に交換することはできません)

〈ポイント交換について〉

- 10ポイントが貯まるごとに、陸別町商工会が発行する商品券1枚(500円)と交換できます。
※1枚満度にポイントを貯めなくても、ポイントが10個貯まれば交換できるので、是非交換してください。
- 「しばれくんポイント」と「つららちゃんポイント」の合算はできないので、それぞれのカードにポイントを貯めて交換してください。

〈ポイント交換場所〉

陸別町社会福祉協議会



☆令和8年4月1日以降のポイントカードの配布について☆

陸別町社会福祉協議会で受け取ることができます。

なお、令和8年度の事業概要については、準備ができ次第、回覧でご案内しますので、確認をお願いします。

【お問合せ】 事業に関すること：陸別町地域包括支援センター（電話：27-8001）
事務等委託先：陸別町社会福祉協議会（電話：27-2760）